

## 電気需給契約に関する重要事項説明書

電気需給契約は、お客さまと大和ライフエナジア株式会社（以下「当社」といいます。）との間で締結されます。

### 1. 料金プラン、お申し込み内容について

(1)電気料金プランは以下のとおりです（一月につき）。

①大和ライフエナジア電灯プラン B 家庭用（東京エリア）

（税込）

基本料金	契約電流 30 アンペア	644 円 10 銭
	契約電流 40 アンペア	858 円 80 銭
	契約電流 50 アンペア	1,073 円 50 銭
	契約電流 60 アンペア	1,288 円 20 銭
従量料金	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 78 銭
	120 キロワット時をこえ 365 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 78 銭
	365 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 50 銭

(2)契約電流（A）は、お客さまにお申しいただいた内容を適用させていただきます。

### 2. 割引・キャンペーン

お客さまと当社での協議により、基本となる電気料金プランに加えて以下の割引を適用することがあります。

割引名称	割引内容	割引適用条件
2020 年秋割（基本料金）	需給開始の日の翌月から起算して3か月目に 応当する日の前日まで、基本料金を無料とい たします。	① 2020 年 11 月 3 日から 2020 年 11 月 30 日までの間に申し込みを行うこと。 ② 「大和ライフエナジア電灯プラン B 家 庭用（東京）2020 年秋割」を適用す ること。 ※契約期間中に適用条件を満たさなくなっ た場合、割引を適用しない金額でのご請求と なります。

### 3. ご契約の成立、供給の開始および契約期間について

(1)電気需給契約は、当社所定の様式によってお客さまよりお申し込みいただき、これに対して、当社が供給を承諾したときに成立いたします。ただし、当社は、法令、電気の供給状況、供給設備の状況、当社の設定する与信基準等により、お客さまの申し込みを承諾できない場合があります。

(2)当社は、お客さまの電気需給契約の申し込みを承諾するときに、お客さまに供給開始日を通知し、供給準備その他必要な手続きを経たのち、速やかに供給開始日から電気を供給いたします。なお、供給開始日は原則として、お客さまが希望される供給開始日に最も近い計量日を供給開始日といたします。ただし、電力お申し込み時のお客さま情報に誤り等があった場合は需給開始までに時間を要することがあり、また必要事項の確認が取れない場合には、需給を開始できないことがあります。

(3)契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

(4)契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、需給契約の廃止または変更について申し入れを行わない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

#### **4. 電気ご使用量の計量や電気料金の計算方法**

(1)当社は、一般送配電事業者が計量した電気ご使用量を計量日以降に受領し、その値をもとに電気料金を計算いたします。電気料金は契約電流、契約容量もしくは契約電力によって決まる「基本料金」と、ご使用量に応じて決まる「電力量料金（燃料費調整額を含む）」の合計に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとします。

※燃料費調整額とは： 電気をつくるために必要な燃料（原油・LNG（液化天然ガス）・石炭）の価格は、市場や為替等の外部要因により変動します。燃料費調整制度は、これらの価格変動に応じて電気料金を調整するしくみです。

※再生可能エネルギー発電促進賦課金とは： 再生可能エネルギーによって発電された電気について、国が定めた単価により購入し、電気事業者が購入に要した費用については、電気を利用する全てのお客さまに、賦課金として、電気のご使用量に応じて負担いただくものです。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、地域間の負担の公平性を保つために国により地域間調整を行い、全国一律単価とされております。

(2)料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします（やむを得ず計量日に計量できない場合には、翌月にまとめて請求させていただくことがあります）。また、転居等でご使用期間が1ヶ月に満たない場合は、日割計算を行います。

#### **5. 供給電圧および周波数について**

供給電圧は、標準電圧100Vまたは200Vといたします。周波数は、原則として標準周波数50Hzといたします。

#### **6. その他ご負担いただく費用**

(1)需給開始等にもない工事費負担金が発生した場合は、一般送配電事業者が見積もり算定した費用を、当社からお客さまに請求いたします。

(2)支払期日を経過してなお支払われない場合には、その経過日数に応じて年利10%の延滞利息を申し受けます。

(3)その他お客さま理由によって一般送配電事業者から当社に請求された費用について、お客さまに同額を請求することがあります。

#### **7. お支払い方法について**

(1)料金については毎月、次の支払い方法のうち当社が指定した方法によりお支払いいただきます。なお、原則として、個人のお客さまは①クレジットカードによる支払、マンション管理組合・法人のお客さまは②口座振替による支払となります。

① クレジットカードによる支払

② 口座振替による支払

(2) ①②の方法による支払が行われなかった場合、または当社の事情により必要があると認めた場合には、当社が指定した収納代行業者及び金融機関等を通じてお支払いいただきます。

(3) 工事費負担金その他の費用についてはその都度、次の支払い方法のうち当社が指定した方法によりお支払いいただきます。

#### **8. 工事などに関するご注意**

(1)電気ご使用場所の電気メーターがアナログメーターの場合は、スマートメーターへ取り替える必要があります。

(2)取替工事は一般送配電事業者にて行い、原則として事前に一般送配電事業者よりご連絡をさせていただきます。お客さまの工事立会いの必要はございませんが、必要に応じてお客さまの土地または建物への立ち入りを伴うことがあります。

(3)地域の電力会社やお住まいの環境により、5~15分程度の停電を伴う場合があります。

(4)スマートメーターへの取替え工事費用は、原則として一般送配電事業者の負担となります。

#### **9. 電気の需給に関するお客さまのご協力をお願い**

電気の需給にあたり、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それにもない、当社もしくは一般送配電事業者からお客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。

① お客さまの電気のご利用に際し、必要な設備の工事などのための作業用地の確保

② 電気の需給および保安上の必要がある場合に、事前のお知らせ後に一般送配電事業者が実施する停電

③ お客さまの承諾を得た上で一般送配電事業者が必要な業務のために実施するお客さまの土地建物への立ち入り

- ④ お客さまの電気のご利用にともない他者の電気の使用を妨害する恐れがある場合の、電気の品質の維持・改善のために必要な装置・設備の施設
- ⑤ 次の場合の一般送配電事業者への通知
  - イ 電気工作物に異常もしくは故障がある、またはそのおそれがある場合
  - ロ お客さまが電気工作物の変更の工事を行い、その工事が完成した場合
  - ハ お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合

## **10. お客さまからの契約の変更・解約**

- (1) 契約の変更およびお引越し（転居）などにもなう解約については、当社窓口までご連絡ください。
- (2) 他の小売電気事業者への切替にもなう解約については、原則として当社へご連絡いただく必要はありません。切替先の小売電気事業者へお申し込みください。なお、切替先の契約内容によっては、当社へご連絡いただく必要があります。

## **11. 当社からの契約の変更・解約**

- (1) 当社は、次の場合には、需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。
  - ① お客さまが次のいずれかに該当し、またはそのおそれがあると判明した場合
    - イ お客さまの責めとなる理由により、保安上の危険が生じた場合
    - ロ 需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当該一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
    - ハ 当該一般送配電事業者に無断で当該一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行った場合
    - ニ 電気工作物の改変等によって不正に当該一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合
    - ホ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用したにもかかわらず、契約変更に応じない場合
    - ヘ 電灯または小型機器をご使用のお客さま向けの電気料金メニューを契約せずに、電灯または小型機器を使用した場合
    - ト 一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合
    - チ 電気の使用にともなうお客さまの協力によって必要となる措置を講じられない場合
  - ② お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
  - ③ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
  - ④ 電気需給契約によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他この需給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
  - ⑤ お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
  - ⑥ お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合
  - ⑦ お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
  - ⑧ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ⑨ お客さまがその他この需給約款に反した場合
- (2) お客さまが当社への通知なく移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合には、契約を解除いたします。

## 12. お問い合わせ先

### サービスを提供する小売電気事業者

大和ライフエナジア株式会社（登録番号 A0448）

本社：東京都港区赤坂 5-1-33

主たる営業所：東京都新宿区西新宿 6-11-3 D タワー西新宿 5 階

メールアドレス：dle\_customer@dln.jp

電話番号：0120-49-7133

（一部 IP 電話は 03-5549-7133 へおかけください。）

（受付時間 9：00～18：00（土日祝日を除く））